

奈良県告示第二百九十五号

昭和五十九年三月奈良県告示第八百八十七号（奈良県肥料取締法施行細則第三条の規定による表示を要する普通肥料及びその表示事項）は、令和二年十一月三十日限り廃止する。

令和二年十一月二十七日

奈良県知事 荒井正吾